



当前位置：国家质检总局>政务公开>局令公告>总局公告>2010年

2010年

### 国家质量监督检验检疫总局《关于进口罗汉松植物检疫措施要求的公告》(总局2010年第132号公告)

2010年第132号

#### 关于进口罗汉松植物检疫措施要求的公告

为防范外来植物有害生物传入扩散,保护我国农林业生产和生态环境安全,根据《中华人民共和国进出境动植物检疫法》及其实施条例等有关规定,在有害生物风险评估基础上,现发布进口罗汉松植物检疫措施要求如下:

一、进口罗汉松(拉丁学名Podocarpus macrophyllus)不得带有中方关注的检疫性有害生物,并将维持植物移植存活的根部土壤减少到最小程度。

二、罗汉松生产供货企业应在出口国官方植物检疫部门(以下简称NPPO)的指导下做好以下疫情防控工作。

(一)罗汉松出口前6个月应移植到隔离苗圃内种植。种植前,应对土壤进行有效除害处理。种植期间,企业应调查病虫害发生情况并做好详细记录,及时清除苗圃内病(枯)枝、落叶及杂草,采取喷撒化学药剂等防治措施,保持苗圃良好植物卫生状况。

(二)罗汉松启运前,出口企业应向NPPO申请检疫。如发现检疫性有害生物,不得装运;如发现其他有害生物,应实施有效的除害处理措施。尽可能去除罗汉松根部土壤,特别是表层有机质部分,对维持植物存活的土壤进行药剂处理后,再用除害处理合格的栽培介质及包装材料进行包裹。

(三)罗汉松应采用密闭集装箱运输,并采取相关防止疫情传播扩散的措施。

三、罗汉松进口商应与境外生产企业签订供货协议,并在启运前,申请办理《引进苗木检疫审批单》,从国家质检总局(以下简称AQSIQ)批准的指定口岸入境。指定入境口岸应具备隔离查验场所、带土植物除害处理设施等条件。

四、AQSIQ将派植物检疫技术人员对罗汉松实施境外产地疫情调查及预检,并对罗汉松生产供货企业防疫措施进行考核检查。

五、NPPO应对罗汉松生产供货企业实施检疫监管,提前向AQSIQ提供考核合格的企业名单。NPPO应监测调查罗汉松疫情变化,及时向AQSIQ通报疫情发生动态,特别是中方关注的检疫性有害生物发生情况。罗汉松出口前,NPPO应实施检疫,确保符合中国进境植物检疫要求。对检疫合格的货物,出具植物检疫证书,并在证书附加声明中注明:“符合中国进口罗汉松植物检疫要求,不带中方关注的检疫性有害生物”。如在出口前实施除害处理,应在证书中注明处理方法,如药剂名称、浓度、处理时间等内容。

六、罗汉松到达中国指定入境口岸后,出入境检验检疫机构应核查检疫审批单、植物检疫证书等单证,实施进境植物检疫,指导监督企业对罗汉松根部土壤实施化学药剂处理。如发现检疫性有害生物,出入境检验检疫机构将采取退运、销毁或除害处理(仅限有效除害处理方法)等措施,AQSIQ视情况暂停境外罗汉松相关产区、生产企业向中国出口,直至采取有效改进措施为止。

七、进境检疫合格后,罗汉松应在检验检疫机构考核认可的隔离圃隔离种植至少6个月,隔离圃应建立相关档案和记录。出圃时,应及时告知输入地森林检疫机构并主动接受监管。

八、出入境检验检疫机构对进境罗汉松进口、接卸、运输、隔离种植等实施检验检疫监管,在进境口岸、隔离圃周边地区开展植物疫情监测与调查,发现重大疫情,应立即启动《进出境重大植物疫情应急处置预案》,做好应急处置和信息上报工作。

九、本措施要求自发布之日起试行。

二〇一〇年十一月二十三日

(仮訳)

国家質量監督検験検疫総局《輸入イヌマキ植物検疫措置要求公告》  
(総局2010年第132号公告)

2010年第132号  
輸入イヌマキ植物検疫措置要求公告

外来植物有害生物侵入拡散を防止し、我が国農林業生産及び生態環境安全を保護するため、《中華人民共和国輸入出動植物検疫法》及び関係するその実施規定を根拠とし、有害生物リスク評価を基礎として、ここに輸入イヌマキ植物検疫措置要求を以下のとおり発布する：

- 一、輸入イヌマキ（学名 *Podocarpus macrophyllus* ）には、中国が注意している検疫有害生物が付着していないこと、並びに植物が移植後生存を維持できる根部の土壌は、最小限に減らすこと。
- 二、イヌマキ生産供給企業は、輸出国国家植物検疫機関（以下 NPPO という）の指導の下、以下の検疫防除措置を行うこと。
  - (一) イヌマキは輸出6ヶ月前に隔離ほ場内に移植されなければならない。移植前に、土壌は有効な病害防除処理を行うこと。移植期間中、企業は病虫害発生調査並びに詳細な記録を付け、適時にはほ場内の病（枯れ）枝、落ち葉及び雑草を取り除き、化学薬剤の散布など防除措置を行い、隔離ほ場内を良好な植物衛生状態に保持すること。
  - (二) イヌマキ発送前、輸出企業は輸出国植物検疫機関に検疫の申請をする。もし検疫有害生物が発見された場合は、出荷できない；もしその他有害生物が発見された場合は、有効な除害処理を実施しなければならない。できるだけイヌマキの根部の土壌、特に表層の有機質部分、を取り除き、植物が生存を維持するための土壌に対しては薬剤処理を実施した後、除害処理を実施した育成資材と包装材料で包装する。
  - (三) イヌマキは密閉型コンテナで輸送され、病虫害の伝搬拡散防止措置が執られること。
- 三、イヌマキ輸入業者は、外国の生産企業と貨物の供給に関する合意を締結し、発送前に《引进苗木检疫审批单》を申請し、国家質検総局（以下 AQSIQ という）から入国指定港の許可を得ること。
- 四、AQSIQ は、植物検疫技術員を派遣してイヌマキに対して国外産地検疫事情調査と予備検査を実施し、並びにイヌマキ生産供給企業に対し防疫措置実施審査検査を行う。

五、輸出国植物検疫機関はイヌマキ生産供給企業に対し検疫の管理監督を実施し、事前に AQSIQ に対し審査合格企業名簿を提出する。輸出国植物検疫機関は、イヌマキの検疫事情変化を調査し、適時に AQSIQ に対し発生動態について検疫情報を通報する。特に中国が注意している検疫有害生物の発生状況については、イヌマキ輸出前、輸出国植物検疫機関は検疫を実施し、中国輸入植物検疫要求に合致していることを確保する。検疫に合格した貨物に対して、植物検疫証明書を発行する。その検疫証明書には以下の追記を行う：“中国輸入イヌマキ植物検疫要求に符合している、中国が注意している検疫性有害生物は付着していない”。もし輸出前に除害処理を実施した場合には、証明書に処理方法、薬剤名称、濃度、処理時間等の内容を明記すること。

六、イヌマキが中国の入国指定港に到着した後、出入国検疫局は検疫审批単、植物検疫証明書などの書類を審査し、輸入植物検疫を実施し、イヌマキ根部の土壌に対し化学薬剤の処理を実施するよう企業に指導監督する。もし検疫性有害生物が発見された場合、出入国検疫局は返送、廃棄又は除害処理（ただ有効な除害処理に限る）等の措置を執る。AQSIQ は状況を確認し、当該産地、生産企業の外国のイヌマキを、有効な改善措置が執れるまで中国への輸出停止する。

七、輸入検疫に合格した後、イヌマキは出入国検疫局による審査のため認可された隔離ほ場に少なくとも6ヶ月間植えられ、隔離ほ場は関連する資料と記録を作成する。ほ場から出す時、適時に輸入森林検疫機構に告知し自主的に管理監督を受けること。

八、出入国検疫局は、輸入イヌマキに対する輸入、受取、運送、隔離栽培等の検疫検査の管理監督を行い、入国港、隔離ほ場周辺地区の検疫事情の観測及び調査、重大な検疫事情が発生した時に、即座に《進出境重大植物疫情应急处置预案》を発動し、応急措置を実施し情報を上部に報告する。

九、本措置要求は、発布の日から試行する。

2010年11月23日